

特定看護師による特定行為実施について

徳島市民病院では、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に定める『特定行為研修』を修了した看護師を『特定看護師』と呼称しています。

特定看護師は、これまで医師が行っていた行為の一部、例えば脱水時の点滴や呼吸器の設定など（これらの行為を『特定行為』といいます。）を手順書（医師の指示）に従って実施しています。

特定看護師は、それぞれが特定行為研修を修了した分野に関する高度かつ専門的な知識及び技能を有しています。特定看護師が特定行為を実施することにより、医師が不在の時でも安全かつ迅速に患者さんに対応することが可能となり、より安心できる医療が提供できます。

【特定看護師が特定行為を行うに当たって】

- 特定行為を行う際には、安全に十分配慮して行います。特定行為を受けたくない場合は、下記の相談窓口までお申し出ください。
- 特定行為の実施に同意されない場合でも、それを理由に治療及び看護上で患者さんが不利益を被ることはありません。
- 特定行為に関することで心配や相談したいことがある場合は、担当医師や看護師にご相談ください。担当医師や看護師に相談しづらい場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

| 徳島市民病院で実施している特定行為 | |
|------------------------|------------------------------|
| 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 | 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 |
| 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連 | 侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| | 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 |
| | 人工呼吸器からの離脱 |
| 動脈血液ガス分析関連 | 直接動脈穿刺法による採血 |
| | 橈骨動脈ラインの確保 |
| 栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連 | 脱水症状に対する輸液による補正 |
| 術後疼痛管理関連 | 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 |
| 循環動態に係る薬剤投与関連 | 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 |
| | 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 |
| | 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 |

※ 上記の特定行為すべてを実施するわけではありません。

対象となる行為が必要となった場合に、医師の指示に従って実施させていただきます。

相談窓口：患者支援センター TEL088-622-5121(代表)
2180(内線)



徳島市民病院
Tokushima Municipal Hospital